

生活福祉資金（総合支援資金）【特例貸付】利用者の皆様へ
（大切なお知らせです。必ずお読みください）

1. 貸付金の交付

貸付金は毎月指定口座へ振り込みます。第1回の交付は、貸付開始月から交付の翌月分までをまとめて振り込みし、第2回目以降の交付は、毎月末毎に翌月分を振り込みます。

〔例1〕

4～6月分の生活支援費を申込み、5月に貸付決定。5月に初回の貸付金を送金する場合
⇒初回（5月）に4～6月分（3か月分）の生活支援費を送金します。

〔例2〕

5～7月分の生活支援費を申込み、5月に貸付決定。5月に初回の貸付金を送金する場合
⇒初回（5月）に5～6月分（2か月分）の生活支援費を送金します。
6月末に7月分（1か月分）の生活支援費を送金します。

※入金は午後になる場合もありますので、15時以降にご記帳ください。

※金融機関の処理等の事情により、口座への入金が遅れる場合がありますのでご了承ください。

2. 契約の変更

1) 借入の停止

貸付金交付期間中に就職が決定した場合等により貸付を受けなくても世帯の自立が可能となった場合は速やかに取扱窓口の社会福祉協議会へ届出してください。なお、届出がない場合でもその事実が判明した場合は、交付を停止し、未届により貸付を受けた分については一括返済を求めることになります。

2) 借入の延長

貸付金の交付可能期間は原則3月です。当初の交付期間中に就職が決定しない場合等により世帯の自立の目的が立たない場合は、交付期間の終了月の3日までに取扱窓口の社会福祉協議会にご相談ください。

借入期間が6月～8月の場合：8月3日まで 借入期間が7月～9月の場合：9月3日まで

※借入期間の延長は1回（3か月以内）までとし、申請受付期間内（令和2年9月末）に申請決定されたものまでとします。

※9月までに3か月目である貸付期間が到来することが必要となります。

（初回貸付を7月までに受けていることが必要となります。）

※生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けることが必要となります。

3. 償還の方法

償還の方法は原則として北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行口座から毎月25日（25日が休日の場合は翌営業日）に口座振替（自動引き落とし）にて償還していただきます。

口座振替の手続きや償還に関するご案内は後日送付します。

4. 次のような場合には、届出が必要です。

取扱窓口の社会福祉協議会にご連絡ください。

1) 貸付期間中に就職等により当初の貸付額を必要としなくなった場合。

2) 転居により住所が変わった場合。

3) 結婚・離婚その他の理由により姓が変わった場合。

4) 天災・火災その他重大な災害を受けた場合。

5) 死亡・行方不明となった場合。

（親族の方が届出てください。死亡の場合は証明書類が必要です。）

上記以外に借入決定後、不明な点がある場合は取扱窓口の社会福祉協議会までご相談ください。
札幌市在住のかたは、札幌市社会福祉協議会（TEL011-614-3345）までご相談ください。